加工委託契約書

●「ご発注企業様」（以下「甲」という。）と、有限会社インテリア工房みやざき（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して製品等の加工業務を委託することに関し、以下のとおり加工委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、甲の指定する原材料又は半製品等の加工業務を委託し、乙がこれを受託するにあたり、その条件及び両当事者の権利義務関係を明確に定めることを目的とする。

第2条（加工内容）

乙は、甲の指示に基づき、別途書面、発注書又は電磁的方法により定める仕様、数量、納期、加工方法その他の条件に従い、加工業務を行うものとする。加工内容の詳細、変更又は追加が生じる場合には、甲乙協議のうえ、合意した内容をもって確定するものとする。

第3条（原材料等の提供）

甲は、加工に必要な原材料、部品、資材等を乙に提供する場合には、その内容及び引渡時期を事前に通知するものとする。乙は、甲から提供された原材料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、本契約の目的以外に使用してはならない。

第4条（再委託の禁止）

乙は、本契約に基づく加工業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が事前に書面で承諾した場合はこの限りではない。

第5条（対価及び支払条件）

甲は、乙に対し、加工業務の対価として、別途合意した金額を支払うものとする。支払方法、支払期限その他の条件は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

また、支払遅延の場合年率14.6%の利息とする。

第 6 条（検査及び受領）

甲は、乙から納品された加工品について、速やかに検査を行うものとする。検査の結果、不適合が認められた場合、甲は乙に対し、修補、再加工又は代替品の提供を求めることができる。

第 7 条（瑕疵及び責任）

甲及び乙は、相手方の本契約の不履行によって損害を被った場合、相手方に対し、本件業務の対価を限度として、損害の賠償を求めることができる。但し、損害を与えた当事者に故意又は重過失があった場合は、当該上限を適用しない。

第 8 条（知的財産権）

本契約に基づく加工業務により生じた成果物に関する知的財産権は、別途合意のない限り、すべて甲に帰属するものとする。甲乙とも、取引の過程で知り得た技術情報、ノウハウ等を、本契約の目的以外に利用してはならない。

第 9 条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た甲の営業上、技術上その他一切の非公開情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。本契約終了後も同様とする。

第 10 条（契約期間）

本契約の有効期間は、甲の発注期日から 1 年間とする。ただし、期間満了前に甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は同一条件にて更新されるものとする。

第 11 条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めてもなお改善されない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第 12 条（不可抗力）

天災地変、戦争、法令の改廃その他当事者の合理的支配を超える事由により、本契約の履行が困難となった場合、当事者はその責任を負わないものとする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

第 14 条（準拠法及び管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる紛争については、甲もしくは乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

甲　ご発注企業様

乙　有限会社インテリア工房みやざき
住所：京都市西京区大枝西長町 3 番地 257